

中間前金払制度に係る取扱要領

第1 中間前金払制度の適用時期

平成18年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

第2 中間前金払制度の対象工事

公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する県発注工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、当該工事の請負代金額が100万円以上のものとする。

但し、債務負担行為に係る契約については、各年度ごとの年割額が100万円以上のものとする。

第3 中間前金払の対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事に償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

第4 中間前払金の割合

請負代金の10分の2以内（工期が複数年にわたる工事については、各年度ごとの年割相当額の10分の2以内）とする。但し、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の10分の6を超えてはならない。

第5 中間前金払の要件

次の（1）～（3）の全ての要件を満たす場合に、中間前金払を行うことができるものとする。また、工期及び請負代金の額に変更がある場合は、（1）～（3）の適用については、中間前金払の認定請求時点の工期及び請負代金の額によるものとする。

- （1）工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。
- （2）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

第6 中間前金払と部分払の併用

中間前金払は、部分払と併用することができる。但し、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることができない。

また、同一年度において、部分払の支払を受けた後にはすることができない。

第7 中間前金払の認定の方法

- (1) 請負者から、中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、中間前金払認定請求書(様式第1号)と併せ、認定資料として工事履行報告書(様式第2号)及び添付資料を提出させるものとする。
- (2) 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書等により第5に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書(様式第3号)を請負者に交付するものとする。
- (3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に行うものとする。ただし、請負者からの提出書類に不備等があった場合等はこの限りではない。

附則 この要領は、平成18年10月1日から施行する。